

○申請の流れ(不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業)



申請書・報告書に必要な書類

※1 交付申請書に必要な書類	※2 実績報告書に必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(様式第1号) (特定空家の全ての所有者が除却に同意していない場合は別途誓約書(参考様式第1号で可)が必要) <input type="checkbox"/> 参考様式第1号(以下の内容に誓約する書類) <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の建築物、工作物及び草木を除却すること ・国等の補助金の交付対象でないこと <input type="checkbox"/> 特定空家及びその敷地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 納税証明書(市県民税、固定資産税及び都市計画税のうち該当するもの) <input type="checkbox"/> 特定空家を2人以上で所有している場合は、その敷地の全ての所有者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 特定空家とその敷地の現況がわかる写真 <input type="checkbox"/> 除却工事に要する費用の見積書又はその写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 実績報告書(様式第7号) <input type="checkbox"/> 工事の内訳がわかる書類 <input type="checkbox"/> 除却工事完了後の写真 <input type="checkbox"/> 除却工事の契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書等工事費の支払いを証する書類 (代理受領制度利用時は、補助金の額を差し引いたものであるとわかる書類を含む) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票(マニフェストE票)の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

問い合わせ先

市川市 空家対策課
〒272-0023 市川市南八幡2-20-2
第2庁舎2階 電話番号047-712-6333

不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業 要件等詳細

◎補助対象者

以下の要件を満たす特定空家の所有者

◎要件

1. 昭和56年5月31日以前に建築された建築物で不燃化等推進地域内に存する特定空家を所有する旨（共有している場合はその旨も）の登記をしている者であること
2. 市川市に納付すべき市県民税等を滞納（共有している場合はその所有者全員が）していないこと
3. （実績報告書提出時において）敷地内に特定空家以外に建築物その他工作物及び草木がない
4. 不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業に関する国等の補助金の交付を市川市以外で受けられないもの又は受けていないもの（申請中のものも含み、共有の場合他の所有者が受けられる場合等も含む）
5. 補助金申請書は除却工事に着手する前に提出すること

◎申請に必要な書類

1. 補助金申請書（様式第1号）
2. （特定空家及び敷地を共有して所有する場合のみ）全ての所有者が同意する特定空家の除却についての同意書又は同意していることを誓約する書類（様式第1号又は参考様式第1号）
3. 敷地内に特定空家以外に建築物、その他の工作物及び草木がある場合は実績報告書提出時までには除却することを誓約する書類（参考様式第1号）
4. 特定空家の除却に関する国等の補助金の交付対象（共有者すべてを含む）でないことを誓約する書類（参考様式第1号）
5. 特定空家及びその敷地の登記事項証明書

6. 全ての所有者の納税証明書（市が公簿等により確認する場合はその旨を補助金申請書（様式第1号）で同意した場合は不要）
 - 市県民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税のうち納税義務があるものすべて提出してください。非課税世帯にあつてはその旨がわかる課税証明書等を含みます。
7. 特定空家を2人以上で所有している場合は、その敷地の全ての所有者の本人確認書類
8. 特定空家とその敷地の現況を確認できる写真
9. 除却工事に要する費用の見積書又はその写し
10. その他市長が必要と認める書類

以下工事完了後提出が必要な書類

※期限：支払い完了から30日を経過した日又は年度の末日のいずれか早い方

1. 実績報告書（様式第7号）
2. 工事の内訳がわかる書類
3. 工事の施工状況のわかる写真（除却工事の完了後の写真）
4. 除却工事の契約書の写し
5. 領収書等工事費の支払いを証する書類（代理受領制度利用時は、補助金の額を差し引いたものであるとわかる書類を含む）（同条第3項）
6. 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写し
7. その他市長が必要と認める書類

以下補助金額確定通知書（様式第8号）の交付後に提出する書類

※期限：年度の末日

1. 補助金交付請求書（様式第9号）

→代理受領制度を利用する場合は法人の代表名で記入してください。

2. （工事に要した費用から補助金分を引いた額を支払った場合等）代理受領制度を利用する場合は委任状

◎補助金額

除却工事に要した費用の1/2で上限は50万円

※国が定める標準建設費等で上限が定められているため、上限一杯の補助が受けられない場合があります。